

平成30年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
食のブランド推進課	滋賀の食材首都圏発信拠点連携PRイベント(首都圏)委託	滋賀の食材首都圏発信拠点連携PRイベント(首都圏)業務	平成30年6月4日 ~ 平成31年3月8日	アインズ株式会社大津営業所	6,598,800	滋賀の認知度の低い首都圏において、「滋賀の食材」の認知度向上、消費拡大を図るには、飲食店等での継続的な食材の利用を促す仕組みづくりと、そのきっかけとなる首都圏での効果的なPRイベントの開催を一体的に実施する必要がある。このことから事業者から提出された企画提案書を審査し、優れた企画を決定するプロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
農業経営課	平成30年度6次産業化支援業務委託	平成30年度6次産業化支援業務	平成30年5月17日 ~ 平成31年3月13日	株式会社地域計画建築研究所	10,000,000	農林漁業者の6次産業化を推進するため、研修への参加意欲を高め、取組をステップアップさせていくには、事業者が持つ専門的なアイデアや技術等を最大限活かすことが効果的であることから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
農業経営課	平成30年度農林水産業新ビジネス創造支援・調査活動業務委託	平成30年度農林水産業新ビジネス創造支援・調査活動業務	平成30年5月11日 ~ 平成31年3月13日	株式会社地域計画建築研究所	9,400,000	農林水産業を基盤とした新ビジネス創造支援のためには、専門的知識と技量が必要不可欠である。このことから事業者から提出された企画提案書を審査し、優れた企画を決定するプロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
水産課	平成30年度滋賀県人工河川管理運用事業委託	安曇川・姉川人工河川の運用・管理業務	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日	公益財団法人滋賀県水産振興協会	44,000,000	養成・天然親魚の放流技術や、放流量・流下ろ化仔魚数の把握に係る専門知識を有し、施設の効果的な活用によりアユ資源の安定培養を行える者は他にいないため。	2	3イ
水産課	平成30年度びわ湖の魚を学ぶ学校給食連携促進事業委託	県内の学校給食への湖魚素材の提供と湖魚を学べる学習用資料の配布等	平成30年4月2日 ~ 平成31年3月15日	滋賀県漁業協同組合連合会	9,900,000	旬の素材を広域に提供しつつ、学校での出前授業を企画開催し、琵琶湖の魚と漁業について児童生徒に情報伝達を同時に実施できる者は他にいないため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
水産課	平成30年度カワウ営 巣地対策事業委託	カワウ営巣地における カワウの銃器駆除業 務	平成30年5月1日 ~ 平成30年9月11日	株式会社イーグレット・ オフィス	9,644,000	この事業では、シャープシューティングという手 法によりカワウを効率的に捕獲する。これには特 殊な技術や技能を要し、他に代替しうる者がいな いため。	2	3イ
水産課	平成30年度しがの漁 業担い手確保体制整 備事業委託	新規漁業就業者確保 に向けた体験研修等 の実施	平成30年4月2日 ~ 平成31年3月15日	滋賀県漁業協同組合 連合会	7,500,000	琵琶湖の各地で操業されている漁業に関する情 報を保有しているとともに、将来的に本県で活用 を想定している国の長期研修事業の一次受入れ 機関となりうる者は他にないため。	2	3イ
耕地課	平成30年度第1号永 源寺ダム管理業務委 託	平成30年度第1号永 源寺ダム管理業務	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日	愛知川沿岸土地改良 区	24,051,600	永源寺ダム貯留開始以降、昭和53年の国営管 理の時から、愛知川沿岸土地改良区が受託し、 県管理に移行した昭和58年に管理委託協定を 締結しているため。	2	1
耕地課	平成30年度土地改良 区防災・減災連携業 務委託	平成30年度土地改良 区防災・減災連携業 務	平成30年6月21日 ~ 平成31年3月22日	滋賀県土地改良事業 団体連合会	7,884,000	本業務を遂行するには、土地改良区の運営や 土地改良事業に関する知識が必要で、また、土 地改良区との協議調整力が必要であり、当該団 体はこれらの知識とノウハウを持ち、県内の土 地改良区の運営状況を熟知しており、他に代替 しうるものがいないため。	2	3イ
耕地課	平成30年度標準積算 システム運用保守管 理業務委託	平成30年度標準積算 システム運用保守管 理業務	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日	一般社団法人 農業農 村整備情報総合セン ター	5,918,400	本県は従来から農林水産省の定める積算基準 に基づき積算業務を行っており、農林水産省の 「標準積算システム」として運用している。当該団 体は、農林水産省から当システムの使用許諾を 受け、保守管理ができる唯一の機関であるた め。	2	3イ